

記載例

総括表

A 令和6年度 給与支払報告書（総括表）の記載上の注意

令和6年度(令和5年分)給与支払報告書(総括表) 1月31日までに提出してください。提出は、A5サイズで1枚です。

追加 指定番号

指定番号は、新規・不明の場合には記載不要です。 8 7 6 5 4 3 2 1

令和 6年 1月 8日提出 ○○市 長殿

給与の支払期間	令和 5年 1月分から 12月分まで
給与支払者の個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
フリガナ	ニシクボサンギョウ
給与支払者の氏名又は名称	株式会社 西久保産業
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	同上
フリガナ	トウキョウト ムサシノシミドリチョウ
同上の所在地	〒180-0012 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	桜堤 太郎
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	人事課 経理係 氏名 境南 町子 (電話 0422-xx-xxxx)
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 ○○会計事務所 吉祥 寺男 (電話 0422-xx-xxxx)
事業種目	製造業
受給者員	45人
特別徴収対象者	6人
普通徴収対象者(退職者)	1人
普通徴収対象者(退職者を除く)	1人
報告人員の合計	8人
所務署名	武蔵野 税務署
給与の支払方法及びその期日	月給 毎月20日
納入書の送付	必要 不要

普通徴収切替理由書

普通徴収切替理由書(兼仕切紙)

市区町村名 指定番号

事業所名

普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の提出は、下記の通り
普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の提出は、下記の通り
普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の提出は、下記の通り

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」から「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)	1人
普C	給与が少なく税額が引けない	人
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月ではない)	人
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)及び休職者	1人
(合計人数は総括表の報告書人員欄「普通徴収」人数欄に転記) 合計		2人

記入上の注意
○普通徴収切替理由書は、個人別明細書の添付欄に符号(普A~普F)を記入してください。
○普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の提出は、下記の通り
○普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の提出は、下記の通り
○普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の提出は、下記の通り

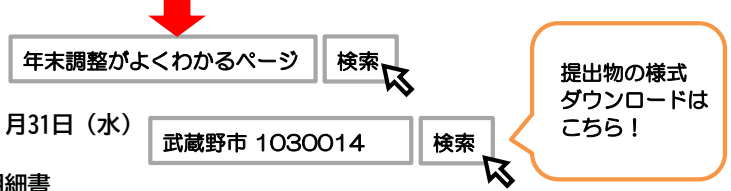
符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」から「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)	1人
普C	給与が少なく税額が引けない	人
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月ではない)	人
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)及び休職者	1人
(合計人数は総括表の報告書人員欄「普通徴収」人数欄に転記) 合計		2人

今年度から総括表と普通徴収切替理由書が別紙になりました。普通徴収に該当する方がいる場合は、合わせて2枚の提出が必要です。

詳しくは国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください。

提出方法

- 提出期限 令和6年1月31日(水)
- 提出物
 - 総括表
 - 個人別明細書
 - 普通徴収切替理由書 (普通徴収に該当する方がいる場合のみ)
 - ※上記(1)~(3)の手書き様式等は、最寄の市区町村役所(場)で配布しています。また、武蔵野市のホームページからもダウンロード可能です。
 - ※個人別明細書の副本は不要です。
 - ※個人事業主の方は「個人事業主の皆様へ(お知らせ)」をご覧ください。
 - ※上記(2)個人別明細書の種類
 - 支払金額が法人役員150万円・一般の受給者500万円を超える者等
…オレンジ刷(3枚組)を使用してください。
 - 上記「オレンジ刷」の対象となる者以外の者
…緑刷(2枚組)を使用してください。
- 提出先 令和6年1月1日(退職者については退職時)に従業員がお住まい(住民登録地)の市区町村ごとに提出してください。提出先は以下のとおりです。
 - 武蔵野市内に住民票のある従業員分
180-8777 東京都武蔵野市緑町2-2-28 武蔵野市財務部市民税課市民税係
 - 武蔵野市外に住民票のある従業員分
住所がある各市区町村の個人住民税担当部署



記載上の注意事項

- 原則は特別徴収となりますが、左記の普通徴収切替理由書普A~Fに該当する場合は、普通徴収(個人納付)とすることができます。「普通徴収切替理由書」の該当する符号欄に人数を記載し、該当者の「個人別明細書」摘要欄に該当する符号を記載してください。
- ※普通徴収切替理由書の記載・提出がない場合は、特別徴収となりますのでご注意ください。
- ※総括表の報告人員欄は、提出先の市区町村に対して個人別明細書を提出する人数を記載してください。

給与支払報告書を提出後に退職等があったとき

- 給与支払報告書を提出後に、特別徴収とした従業員の方が退職、転勤等により異動した場合には、給与支払報告に係る異動届を4月15日までに提出してください。提出が遅れますと、すでに退職等された方の「令和6年度市民税都民税森林環境税額通知書」が事業所に届くこととなりますのでご注意ください。
- ※退職等された従業員について、令和5年度の特別徴収の指定を受けている市区町村と令和6年度給与支払報告書を提出した市区町村が異なるときは、異動届を両方の市区町村に提出してください。

(お問い合わせ先) 武蔵野市財務部市民税課市民税係 ☎ 0422-60-1823 (直通)